

了鳥取県公報

平成17年12月28日(水) 号外第215号

每週火:金曜日発行

次 目

教委規則

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修

鳥取県教育委員会規則第32号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

別表第1 (第2条関係)

マ 租業職給料表(1)

ア 現実 帆船・	1)			
、職務の級 1級		2 級	3 級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	120,200	217,500	261,500	312,800
2	123,900	225,500	270,000	322,600
3	127,700	233,900	278,600	332,500
4	131,500	242,800	287,100	342,100
5	134,000	251,700	295,500	351,500
6	138,400	<u>260,100</u>	303,900	360,700
7	142,800	278,600	309,900	369,700
8	148,000	287,100	319,100	378,300
9	<u>153,800</u>	295,500	328,400	386,700
10	159,700	303,900	337,600	394,000
11	<u>166,000</u>	309,900	346,800	403,200
12	176,800	319,100	356,000	411,800

別表第1 (第2条関係)

ア 現業職給	科表(1)			
、職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	120,600	218,200	262,300	313,800
2	124,300	226,200	270,800	323,700
3	128,100	234,600	279,400	333,600
4	131,900	243,500	288,000	343,300
5	134,400	252,500	296,400	352,700
6	138,800	260,900	304,800	361,900
7	143,300	279,400	310,900	370,900
8	148,500	288,000	320,200	379,600
9	154,300	296,400	329,500	388,000
10	160,200	304,800	338,700	395,300
11	166,500	310,900	348,000	404,600
12	<u>177,400</u>	320,200	357,200	413,200

2 平成17年12月28日 水曜日 **鳥 取 県 公 報** (号外)第215号

13	183,800	328,400	364,900	419,700	13	184,400	329,500	366,100	421,100
14	189,600	337,600	373,500	425,500	14	190,200	338,700	374,800	426,900
15	194,900	346,800	381,000	431,100	15	195,500	348,000	382,300	432,500
16	205,000	356,000	386,500	434,900	16	205,700	357,200	387,800	436,300
17	212,600	364,900	391,500	438,500	17	213,300	366,100	392,800	440,000
18	220,400	373,500	399,200	442,400	18	221,100	374,800	400,500	443,900
19	228,300	381,000	403,900	446,000	19	229,000	382,300	405,200	447,500
20	235,700	386,500	408,100	449,600	20	236,400	387,800	409,400	<u>451,100</u>
21	<u>251,700</u>	391,500	411,500		21	252,500	392,800	412,900	
22	<u>260,100</u>	394,900	415,200		22	260,900	396,200	416,600	
23	268,500	398,400	418,700		23	269,300	399,700	420,100	
24	276,800	401,800	422,200		24	277,600	403,100	423,600	
25	284,900	405,200	425,700		25	285,700	406,500	<u>427,100</u>	
26	295,500	408,500			26	296,400	409,900		
27	303,900	411,900			27	304,800	413,300		
28	312,200	415,300			28	313,100	416,700		
29	320,100				29	321,100			
30	327,500				30	328,500			
31	334,900				31	335,900			
32	342,000				32	343,100			
33	347,500				33	348,600			
34	352,200				34	353,300			
35	356,200				35	357,300			
36	359,500				36	360,600			
37	362,300				37	363,400			
38	365,200				38	366,300			
39	<u>367,700</u>				39	368,800			
40	370,200				40	371,300			
41	372,700				41	373,800			
42	375,300				42	376,400			
43	377,800				43	379,000			

イ 現業職給料表(2)

380,400

職務の級		給 料 月 額	
明以がカリンが又	第1類	第2類	第3類
1 級	149,600円	186,800円	214,600円

別表第1の3 (第2条の2関係)

調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員		10,200円。ただし、1号給から11号給まで
以外の職員		5,100円
		12号給から15号給まで
	4 ATL	6,500円
	1級	16号給から20号給まで
		8,500円
		21号給から25号給まで
		9,700円
		10,800円。ただし、1 号給から 6 号給まで
	2 4R	9,700円
	2級	7 号給から10号給まで
		10,200円

イ 現業職給料表(2)

381,600

職務の級		給	料 月	額	
中以がガリンが又	第1類		第2類		第3類
1 級	150,100円		187,400	円	215,300円

別表第1の3 (第2条の2関係)

調整基本額表

	祠	<u> </u>
職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員		10,200円。ただし、1号給から11号給まで
以外の職員		5,100円
		12号給から15号給まで
	1 4ቤ	6,500円
	1級	16号給から20号給まで
		8,500円
		21号給から25号給まで
		9,800円
		10,800円。ただし、1号給から6号給まで
	2 413	9,800円
	2級	7 号給から10号給まで
		10,200円

		 11,200円。ただし、1号給から6号給まで				 11,300円。ただし、1号給から6号給まで
	2 48	10,200円			- 47	10,200円
	3級	級 7 号給から17号給まで 7 号給から17号給まで 7 号給から17号給まで 7 号給から17号			3級	7 号給から17号給まで
		10,800円				10,800円
	4級	<u>11,800円</u> 。ただし、1号給から9号給まで			4級	<u>11,900円</u> 。ただし、1号給から9号給まで
	4 #X	11,200円			4 MX	11,300円
略				略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料 月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、施行日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則 別表の新給料月額の欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会 が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表 (附則第2項関係)

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2	級	3	級	4 級		
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	
円	円	円	円	円	円	円	円	
384,200	383,000	420,100	418,700	430,600	429,200	454,700	453,200	
386,800	385,600	423,500	422,100	434,100	432,700	458,300	456,800	
389,400	388,200	426,900	425,500	437,600	436,200	461,900	460,400	
392,000	390,800	430,300	428,900	441,100	439,700	465,500	464,000	
394,600	393,400	433,700	432,300	444,600	443,200	469,100	467,600	

	4	平成17年12月28日	水曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第215号
l									
l									
l									
l									
l									
l									
ı									